

住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針

(平成23年経済産業省告示第124号)

一般消費者の使用に供される最終製品のものである住宅の窓（一重構造のものに限る。以下同じ。）を製造し、又は輸入する事業者（以下「製造事業者等」という。）は、窓の断熱性に係る情報を有しこれについての情報提供が可能であることを鑑み、その可能な範囲内で、次のとおり、当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に努めるものとする。

1 表示事項

製造事業者等が窓の断熱性に係る品質の表示を行う場合には、次に定める事項を表示すること。

- (1) 日本工業規格A 4 7 1 0の2 0 0 4に定める方法若しくはこれと同等の方法により測定した熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。）又は日本工業規格A 2 1 0 2－1及びA 2 1 0 2－2に定める方法若しくはこれと同等の方法により計算した熱貫流率
- (2) 窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名若しくは名称又は商標その他の当該製造事業者等を特定するに足りる事項

2 遵守事項

- (1) 1の(1)の表示事項は、次の表の左欄の表示区分に応じ、同表の右欄の等級記号を用いて多段階評価により表示すること。この場合において、当該等級記号のほか、可能な場合には、熱貫流率の数値を併せて表示すること。

表示区分	等級記号
熱貫流率が2.33以下のもの	★★★★
熱貫流率が2.33を超え3.49以下のもの	★★★
熱貫流率が3.49を超え4.65以下のもの	★★
熱貫流率が4.65を超えるもの	★

- (2) 1の表示事項は、別記様式のラベルの製品本体への貼付若しくは刻印又はカタログ、取扱説明書その他の製品とラベルとの対応関係が明らかな印刷物への印刷により、見やすい箇所に、容易にはがれない方法又は容易に消えない方法で表示すること。

附 則

この改正は、平成23年5月27日から効力を生ずる。

別記様式
ラベル



青。
白。
下地色で色抜き。
多段階評価の星の数を黄色で大きく塗りつぶして表示。
多段階評価の星のほか、可能な場合には、熱貫流率の値を併せて表示。
製品本体に貼付する場合には、縦3cm×横5cm以上とする。窓の断熱性に係る品質を保証する製造事業者等の氏名若しくは名称又は商標その他の製造事業者等の特記事項を表示。